

○ 那覇市工事成績評定要領

平成 12 年 11 月 30 日

企 画 部 長 決 裁

第1章 評定

(目的)

第1条 この要領は、本市が執行する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ適格な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負工事額が130万円を超える請負工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、那覇市請負工事検査規程(1971 年那覇市訓令第1号)第2条に定める検査員、那覇市請負工事監督規程(平成6年那覇市訓令第5号)第2条に定める主任現場監督員及び現場監督員とする。

(評定方法)

第4条 工事が完成したときは、工事成績採点表(以下「採点表」という。)により工事ごとに独立して、評定を行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者となる検査員が2人以上ある場合は、それらの者が協議の上評定を行うものとする。

3 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直しは考慮しない。また、検査の結果、手直し事項があった場合は、当該手直し工事が完了した後に、再び評定することはしない。

(評定基準)

第5条 評定は、工事成績採点の考査項目別運用表により行うものとする。また、評定にあたっては、別に定める留意事項及び施工プロセスのチェックリストを考慮するものとする。

(評定の時期)

第6条 担当する工事の評定者で、主任現場監督員及び現場監督員については工事完成時に、また、検査員については検査完了時に評定を行うものとする。

(採点表の提出)

第7条 検査員は、評定を行ったときは、遅滞なく採点表を当該工事の担当課長に提出するものとする。

2 技術総務課技術管理室長は、執行した工事の評定一覧表を四半期ごとにとりまとめ、工事成績評定一覧表により速やかに当該工事に係る契約業務を担当する部の長、工事を担当する部の長及び検査を担当する部の長にそれぞれ提出するものとする。

第2章 通知

(評価結果の通知)

第8条 技術総務課技術管理室長は、検査員である評価者から採点表の提出があったときは、当該工事の受注者に評価結果を速やかに工事成績評価通知書により通知するものとする。

(評価の修正)

第9条 技術総務課技術管理室長は、評価結果を通知した後、評価を修正すべきと認める場合は、評価を修正し、当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第10条 評定点の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により技術総務課技術管理室長へ評定点についての説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第11条 技術総務課技術管理室長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点について説明を求められた場合は、書面により速やかに回答するものとする。

2 技術総務課技術管理室長は、回答に公平を期すため那覇市工事成績評価評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し委員会の意見を求めることができる。

第3章 委員会

(委員会の設置)

第12条 第11第2項により委員会を設置する。

(委員会の事務)

第13条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 通知した評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) その他工事成績評価の運用に関する事項

(組織及び構成)

第14条 委員会は次の者で構成する。

- (1) 委員長 まちなみ共創部長
- (2) 副委員長 まちなみ共創部副部長
- (3) 委員 都市みらい部副部長 企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長) 経済観光部副部長 生涯学習部副部長

(委員会の招集)

第15条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めた場合は、委員会に関係職員を出席させ意見を聴くことができる。

3 委員長が不在の場合は、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、技術総務課技術管理室が行うものとする。

(工事成績評定の活用)

第17条 この要領により行った評定結果は、次の各号に掲げるものに活用する。

(1) 那覇市優秀建設工事表彰要綱(平成17年2月15日都市計画部長決裁)に定める表彰者を選考するとき。

(2) 那覇市が発注する請負工事の参加者選定を行うとき。

(様式)

第18条 この要領の規定による様式は、別に定める。

付 則

この要領は、平成13年4月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年4月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年7月24日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年8月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。